

# SU LETTER



## 外財産調書 気になるその動向！



～出す？出さない？安心に関わるかも～

こんにちは。SUパートナーズ税理士法人の  
押味です。

最近、弊社でも国際税務のお仕事が目立って  
きました。国際税務と一言言っても、法人税、  
所得税、相続税と多岐に渡ります。

何事でもそうですが、何となくでも知ってお  
くと「ピン！」とくることができるかもしれま  
せん（ギクッ！かもしれません…）。

さて今週はそんな国際相続がテーマのSUレ  
ターです。

### ずばり国外財産調書です。

だんだんと認知されつつも、様子見といった  
方も多いと見聞きします。

そこで気になるのは、いったい実際はどのよ  
うに運用されるのか、罰則はどの程度か、実際  
バレるのか…?!といった点ですよね。

ご紹介します。

### まずは制度の概要と罰則について

罰則がかなり厳しいのはご存知でしょうか？

ちなみに、詳しい方は「しばらく罰則は課せ  
られないんじゃないかな？」と思うかもしれま  
せんが、H26年分からは課せられます。

不安を抱えながら過ごすよりも、早めに提出  
してあからさまにした方が安心できるかもしれ  
ません。

### 提出しなければならない人

年末時点で**国外財産を5000万円以上**保有  
する方（正確には非永住者以外の居住者と  
いいます）

### 提出期限

翌年3月15日まで（確定申告期限と同じ  
）

・罰則…**1年以下の懲役**または**50万円以下の  
罰金**に処せられることがあります。（偽りの記  
載や単純に提出しなかった場合など）。他にも  
5%の過少申告加算税の加算があります。

（そのほかの詳細は 国税庁パンフレットをご  
覧ください）

[http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hotei/kokugai\\_zaisan/pdf/kaigaizaisan\\_tirashi.pdf](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hotei/kokugai_zaisan/pdf/kaigaizaisan_tirashi.pdf)

### 国際相続は関係あるの？

今回のテーマである国際相続にどのように関  
係があるのか。それは、財産の状況を税務署に  
事前に把握されていることになる、という面  
です。

国外財産調書を提出すると、税務署内でシステムに登録されます。所得税の申告と併せて提出することがほとんどなので、所得税のみの制度のような気もしますが実際には、

所得税申告者の方の財産を登録する

＝亡くなった場合の相続税の対象財産として既に把握されている

＝**相続税についても利用**される！

となるでしょう。

**本当に皆出しているのか？！**

さて、次に実際の動向です。「提出しているのはごく一部」といったことを見聞きます。実際、国税庁公表の資料によれば、次の通り。確かに少ないと感じます。

提出件数：約 5,500 千件（H25）→約 8,000 件（H26）

総財産額：約 2.5 兆円（H25）→約 3.1 兆円（H26）

※H27 年分は未公表

**どう考えれば良いか**

ということで、いつかは把握されそうです。また、税務調査があった場合には、お金の負担（ペナルティも含めて）もそうですが、心身の負担感も相当です。

実際、弊社にご依頼のある方々は、多くが「そんな**不安を抱えたまま生きるのは嫌だ**」「自分が相続で苦勞したから、**家族には苦勞をかけたくない**」とお思いで、提出した後はスッキリとされています。

提出期限後に提出しても、「期限内に提出されたとみなす＝ペナルティ無しでOK!」という規定もあります。冒頭にも書きましたが、早めに提出してあからさまにして安心を得るのも一考です。



代表 阿部 幸宣

横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052

港区赤坂 2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701 号室

TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

SUレターの配信ご希望の方はこちら↓↓

[info@supt.jp](mailto:info@supt.jp)

までご連絡ください。

※SUレターのメルマガ購読は無料です。